時事新報

明治廿七年二月八日 木曜日
舊曆甲午正月三日（辛、巳）
日出午前六時三十七分 日入午後五時十四分
月出午前七時五十七分 月入午後七時二十八分
滿潮午前七時七分 午後七時二十二分
（西曆一千八百九十四年）
年始より三十九日 年末まで三百二十六日

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號 貳錢五厘〇一箇月 前金五拾錢〇三箇月 前金壹圓四拾五錢〇六箇月 前金貳圓八拾五錢〇一箇年 前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

●前金 一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一 日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津 一箇月 金拾三錢

二 南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國 一箇月 金六拾錢

三 北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋 一箇月 金三拾錢

四 香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲 一箇月 金六拾五錢

五 露領浦潮斯德、清國諸港 一箇月 金三拾五錢

●時事新報廣告料（前金）

一行（五號活字廿四字詰）	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき筈に付兼め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐること尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報社に送付したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

人心の向ふ所を察す可し

天下の人心を制するは政治の要訣にして專制となく立憲となく何れも然らざるはなし只專制國に於ては强ひて人民の心を抑へ力を以て之を制すれども立憲政に於ては然らず其向ふ所を察して巧に機先を制するの相違あるのみ我國目下の情態に於て人心の向ふ所は如何と云ふに國內の事は既に一般に厭ふ所と爲りて外に向て雄飛を思ふの情自から禁ず可らざるものあるが如し近年來對外の議論次第に流行して學者論客の所論は申すに詮索なく稗史小說の類に至るまでも外事を論ずるもの多きを見ても以て其一斑を知るに足る可し人心の向ふ所、既に斯くの如し爲政の局に當るものは何ぞ其向ふ所を察して大に對外の政略を講ぜざる人心の機先を制するは實に目下の時に在ればなり或は對外政略と云へば先づ條約改正の事に及び而して條約改正と云へば極めて困難なるか如くに思ふものもなきに非ざれども其困難とは政府が獨り自から感ずる所にして本來その事の困難なるに非ず當局の輩が小功名に汲々として他の成功を妬むの情より每度內輪の混雜を演じて每度失敗の痕迹を留めたるが故に端なく困難の浮名を流したるみとなれども現政府は既に開國進取の國是を體して大に其決心を示したる上からは改正の事業は上、一人に對し奉り下、萬人に對しても其必成を期せざる可らず若しも其輩が自から內の小事情を排して斷行の決心ならんには其事たる容易にして明日にも成功を見るを致して難きに非ず先づ之を手始めとして更に外に向て國光を輝すの手段を講せんに近年來我國の進步富實は次第に外國人の認むる所となりたれども其みれを認むるものは遠きゝ東洋に來遊して實地を目擊したる少數の人か若しくは其話を傳聞したる本國人のみにして評判の傳はる範圍甚だ狹く日本の眞相は未だ世界中の耳目に觸れずと云ふも可なり開國三十餘年來文明史上に比類なき長足の進步を致し其實力は西洋の强國に比して遠く讓らざる程の國質を備へながら今に東洋の片隅に屛息して人に知られずとは實に腑甲斐なき次第にして畢竟は自から進んで其實を示さゞるが爲めなれば今日に當り外に向て勢力を張るは決して虛威を逞ふするに非ず唯固有の實力を示すのみ全國人心の日夜企望する所にして爲政家たるもの〻看過す可らざる機會なり況んや我國の近狀を見るに人口は年々增殖して止まる所を知らず數十年ならずして境土の狹きを告るは明白の數にして三尺の盆池は以て無數の金魚を養ふに足らず其結果は海外に土地を開くの外に手段ある可らず或は南洋もしくは南米の邊に植民の說あれども他國の領地に向て人民の出稼を奬勵するが如きは如何にも尋常の手段にして未だ我雄略を試みるに足らず世界に向て日本國の雄を稱する其手始めとしては先づ東洋の經綸に着手するみと適當の政略なる可し東洋の經綸とは必ずしも隣國を蠶食するの意味に非ず對外の政略を運らすに當りては戰爭の如き勉めて之を避けて平和の手段に由る可きは特に言ふまでもなく扨東洋の形勢を眺むるに近隣の藩國中には危機旦夕に迫りて或は自から支ふるみと能はざるの情態に瀕したるものなきに非ず若しも其土地にして他の强國の手に落るが如きみともあらんには我立國の爲めにも容易ならざる次第なれば經綸の着手は先づ取り敢へず此地よりせざる可らず即ち日本の國力を以て其危急を支ふるに足るときは之を支へて我東洋の藩屛たらしむ可きみと勿論なれども世界の大勢その孤立を許さずしていよ〳〵救ふ可らざるの場合ともならば我も亦其の大勢に乘じて大に爲す所なかる可らず兎に角に東洋の禍機は此方角に伏するものと覺悟して之に處するの方略を畫し其計畫一たび效を奏するに於ては之を第一着手として世界に向て大に國光を輝すみと敢て難きに非ざる可し今や顧みて日本の國運を見るに商賣貿易は非常に進步して國力富盛の實あるのみならず陸軍の如き最も整頓して西洋諸强國に讓らず海軍は其組織稍小なりと雖も之を擴張して東洋に雄視するみと決して難からず而して國內の人心は對外の一方に傾て何れも海外の雄飛を思はざるはなし斯る好地位を占め斯る好機會に際しながら單に內事に局促して毫も爲す所なきは爲政家の事に非ざる可し人心の機先を察して國家の爲めに大功業を奏するは今の時に在りと知る可きなり

官報

○勅令

朕萬國郵便條約第十六條中修正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十七年二月六日

內閣總理大臣伯爵　伊藤博文
遞信大臣伯爵　黑田淸隆
外務大臣　陸奧宗光

明治二十五年六月二十三日布告ノ勅令萬國郵便條約第十六條第一項甲左ノ如ク修正ス

甲　少クモ郵便稅ノ一部分ヲ前拂セサル、若クハ信書又ハ現ニ相互ノ間ニ往復スル通信文ノ性質ヲ具フル書類ヲ含有スル、若クハ容易ニ檢查シ得ル如ク包裝セサル訴訟用及商業用書類、商品見本竝ニ印刷物

○文部省訓令第四號

北海道廳　府縣

一　明治二十三年勅令第二百十五號小學校令第二十條ニ揭クル學齡ノ計算ハ滿六歲ニ達シタル翌月ヨリ起算シ滿十四歲ニ達シタル月ニ終ル

二　同令同條ニ揭クル就學ノ義務ヲ生スル期限ハ兒童ノ滿六歲ニ達シタル其ノ年又ハ翌年ニ於ケル次回ノ學年ノ始メトス但次回ノ學年ヲ待タス其ノ學年中ニ於テ入學ヲ許可スルコトヲ得

從前ノ指令ニシテ本令ニ牴觸スルモノハ都テ廢止ス

明治二十七年二月七日　文部大臣　井上毅

○宮內省達乙第一號

華族　華族女學校

華族女學校內ニ幼稚園ヲ設置シ其規則左ノ通定ム

明治二十七年二月七日　宮內大臣　子爵土方久元

華族女學校幼稚園規則

第一條　本園は華族の子女學齡未滿の者を保育する所とす
但し士族平民の幼兒も入園を許すことあるへし

第二條　本園保育の趣旨は幼兒身心の發達を裨助し善良なる言行を養成するにあり

第三條　入園幼兒の年齡は凡そ三年以上六年未滿とす

第四條　保育は修身、談話、庶物、計方、手技、唱歌、遊戲、等の方法に據るものとす

第五條　入園の幼兒は年齡に依り大約三組に分つものとす

第六條　保育時間は一週二十二時間以內とす
但し季に依り一日二時間以內保育時間後に於て幼兒を監護することあるへし

第七條　休業日左の如し
秋季皇靈祭、神嘗祭、天長節、新嘗祭、冬期休業（十二月二十五日より翌年一月七日に至る）孝明天皇祭、紀元節、春季皇靈祭、神武天皇祭、春季休業（四月一日より同十日に至る）皇后陛下御誕辰、夏期休業（七月十六日より九月十日に至る）本校附校紀念日、日曜日

第八條　幼兒は願に依りて何時にても入園することを得

第九條　幼兒を入園せしめんとする者は左の書式に依り願書及び經歷書を差出すへし（書式略す）

第十一條　保證人は幼兒の父兄若しくは宗族親屬の內にして東京住居の者たるへし若し父兄若しくは宗族親屬の內に東京住居の者なき時は本校長の承認を經て他の東京住居の者を以て之に充つることを得
但し保證人は其の印鑑を本校に差出し置くへし

第十二條　保證人他府縣へ移住する等止むを得さる事故あるときは前條に依り更に保證人を定め保證書を差出すへし

第十三條　幼兒入園の後其の住所を轉したる時は直に保證人より屆出つへし

第十四條　在園の幼兒疾病又は事故… 保證人より其の事由を屆出つ…

第十五條　在園の幼兒傳染病に罹患者ある時は特に保證人より… 報告を詳ふへし

第十六條　在園の幼兒は每月金…る保育料を納むへきものとす
但し夏季休業中七月十六日…を除く

第十七條　保證人は前條の範圍… 許可の日より三日以內に屆出…

第十八條　保育料納付期日は每月… 但し新に入園の月は納額…

第十九條　本校の承認を經て一… 六日後新に入園したる者は其の…す

第二十條　幼兒を退園せしめんと… て許可を受くへし

雜報

○鑛業條例改正の噂　聞する所に據れば農商務… 改正に着手したるが如く… りし次第にあらず同條例… 等の規定につき種々改正… 會前より既に其企… したる等の事なしと云へ…

○京神地方の板垣伯　… 付き京都の自由黨員は當… 同地へ一泊の際政談演說… 同黨支部より歡迎委員、… く演說會及懇親會等の催… に囑托するみとゝなし關… 士及び候補者中の重なる… 來會する樣通知したりと…

○漁民の遭難　去月… の漁民同村沖合にて鰮釣… 烈しくなり孰れも狼狽の… 艘の漁船は如何にしけん… を盡せしも其甲斐なかり… んとて目下乘組人の遭難… 村大字勝浦齋藤丑吉の所… め七名乘組み居りし由な…

○東北商業學校　秋… 志者發起して東北商業學… んと目下計畫中にして贊… 樣子なるが其學科は豫科… 一年半）徒弟科（一年半…

○熱海の梅信　豆州… なるみとは世に隱れなき… ものにて年開早きは八九… は殆んど一月間早きを…

○なぐ…

●明治座　同座は兩三日… の口上に依れば一番目及… し加藤淸正朝鮮… 本櫻川越太郎上使の場… 還稿は竹柴其水が新…

●新市村座　赤坂の溜… 祿座と稱へ… 爲り最後に新市村座と改… ば世人も例の芝居… 三郎、蝶昇等の一座で開…